

公文書管理法に基づく利用請求に係る審査基準

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づいてなされた利用請求について、利用決定を行う際の審査の基準は、次のとおりとする。

1 基本的な考え方

法は、「歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定めていることから、かかる説明責務を全うするために、特定歴史公文書等に記録された情報は原則利用請求者に利用させるべきものであるとの立場に立っている。

しかしながら、その一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等を侵害するおそれがあり、利用になじまない情報が記録されている場合、破損の危険があることにより、物理的に利用させることが困難な場合及び特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合には、利用を制限することとなる。

2 利用制限事由該当性の判断の時点

(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が法第 16 条第 1 項第 1 号に規定されている利用制限事由に該当するかどうかの判断は、利用決定の時点において行うものであること。

(2) 利用制限事由該当性は、利用請求があった都度判断されるべきものであることから、ある時点において利用制限事由に該当する情報が、別の時点においても当然に利用制限事由に該当することになるものではないこと。

同様に、ある時点において利用制限事由に該当しなかった情報が、別の時点においても当然に利用制限事由に該当しないことになるものではないこと。

(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が法第 16 条第 1 項第 1 号に規定されている利用制限事由に該当するかどうかの判断は、当該特定歴史公文書等が行政文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に法第 8 条第 3 項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌する。

上記において、時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

① 諸外国においては、作成から 30 年を経過した文書については、原則として公開するとするいわゆる「30 年ルール」の慣行もあるが、当庁においては、一定年数を経過した文書を一律に全面公開するのではなく、あくまで業務やケースごとに判断する。

② 「参酌」とは、移管元である宮内庁の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判

断において適切に反映させていくことを意味するが、当庁においては、最終的な判断はあくまで法第15条第1項に規定する国立公文書館等の長である宮内庁長官に委ねられており、当該意見に宮内庁長官の判断が拘束されることまでをも意味するものではない。

3 個人に関する情報が記録されている場合の判断基準（法第16条第1項第1号イ）

(1) 特定の個人を識別することができる情報等について（行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号本文)

- ① 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるものであること。
- ② 「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものであること。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものであること。

(個人情報の具体例)

- ・ 氏名、住所、本籍等に関する情報
- ・ 健康状態、体力、病歴等に関する情報
- ・ 思想、信条、宗教、意識、趣味等に関する情報
- ・ 学歴、職歴等に関する情報
- ・ 交際関係、動静、生活状況、社会的な活動状況等に関する情報
- ・ 家族、親族、家庭状況等に関する情報
- ・ 収入、支出、財産等に関する情報

- ③ 「特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、生年月日その他の記述の部分だけではなく、氏名、生年月日その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体であること。

- ④ 「その他の記述等」の具体的な例としては、次のようなものがあること。

(「その他の記述等」の具体例)

- ・ 住所、電話番号、役職名等
- ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等の個人別に付された記号、番号
- ・ 敬称
- ・ 写真中の個人の顔及び身体等

- ⑤ 氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合であっても、当該利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報に含まれる幾つかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができる場合には「特定の個人を識別することができるもの」に含まれるものであること。

- ⑥ 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」であれば、当該情報は「特定の個人を識別することができるもの」に含まれるもので

あること。どのような情報が、照合の対象となる「他の情報」に該当するかについては、当該個人情報の性質や内容等に応じて判断するものであること。

(照合の対象となる「他の情報」の具体例)

- ・ 公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報
- ・ 当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報

- ⑦ 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報に関し、その個人識別可能性の有無の判断は、当該情報の性質や内容等に応じて行うものであること。
- ⑧ 例えば、集団に属する者に関する情報については、当該集団の規模が小規模になるほど、当該情報の個人識別可能性が高まるものと考えられるものであること。
- ⑨ また、特定の集団に属する者に関する情報の中には、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、当該情報が記録されている部分を利用させると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合のように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、当該情報に関し個人識別性を認めるべき場合があるものであること。
- ⑩ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうかについては、個人の人格と密接に関連する情報であるかどうか、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる情報であるかどうか等の観点から判断するものであること（これらの情報に該当する場合には利用制限事由として扱われるものであること）。

(該当するものの具体例)

- ・ 匿名の作文
- ・ カルテ
- ・ 無記名の個人の著作物

(2) 法令の規定により公にされている情報等について（情報公開法第5条第1号イ）

- ① 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られるものであること。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められている規定は、ここでの「法令の規定」には該当しないものであること。
- ② 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること、又は公にすることが予定されていることで足りるものであること。
- ③ 当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には該当しないものであること。例えば、取材等であつたまま明らかになっているものだけでは、一般的には「慣行として」には該当しないものであること。
- ④ 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆（不特定多数の一般人）の知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はないものであること。

- ⑤ 過去に「公にされ」た情報であっても、時の経過により、利用請求の時点では「公にされ」ているとは見られない場合があること。
- ⑥ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいうものであること。
- ⑦ 「公にすることが予定されている情報」には、ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされているものも含まれるものであること。
- (3) 「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」について（情報公開法第5条第1号ロ）
- ① 個人情報を経営に利用することにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも，人の生命，健康等の保護の必要性が上回ると認められる場合には，当該個人情報が記録されている部分を利用させるものであること。
- ② 現実に，人の生命，健康等に被害が発生している場合に限らず，将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるものであること。
- ③ 本号の適用については，個人の権利利益にも様々なものがあり，また，人の生命，健康，生活又は財産の保護にも，保護すべき権利利益の程度に差があることから，個別の事案に応じて判断するものであること。
- (4) 公務員等に関する情報について（情報公開法第5条第1号ハ）
- ① 「公務員等」とは，国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員，独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員のことであり，一般職か特別職か，常勤か非常勤かを問わないものであること。また，国務大臣，国会議員，裁判官等を含むものであること。
- ② 「公務員等」には，公務員等であった者が当然に含まれるものではないが，公務員等であった当時の情報については，本規定が適用されるものであること。
- ③ 公務員等の「職務の遂行に係る情報」が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人の個人情報でもある場合には，各個人ごとに当該情報の利用制限事由該当性を判断するものであること。すなわち，当該公務員等にとっての利用制限事由該当性と他の個人にとっての利用制限事由該当性とを個別に検討し，いずれかが利用制限事由に該当すれば，当該情報が記録されている部分については利用を制限するものであること。
- ④ 「職務の遂行に係る情報」とは，公務員等が国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として，その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味するものであること。

(該当するものの具体例)

- ・行政処分その他の公権力の行使に係る情報
- ・職務としての会議への出席，発言その他の事実行為に関する情報

- ⑤ 「職務の遂行に係る情報」は，具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とするものであることから，例えば，公務員等の情報であっても，職員の人事管理上保有する健康情報，休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり，本規定の対象となる情報ではないものであること。

- ⑥ 「職務の遂行に係る情報」については、各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、各府省庁間の申合せにより、特段の支障を生じるおそれがある場合（ア氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、イ氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（情報公開法第5条第1号イ）に該当することとなる。すなわち、当該公務員の職名及び氏名については、情報公開法第5条第1号ハ及び同号イにより、個人情報記録されている部分としては利用制限の対象にはならないことになるものであること。

（公務員等の職名及び氏名が情報公開法第5条第1号イに該当するとされる具体例）

- ・ 人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合
- ・ 行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思を持って（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職名と氏名とが掲載されている場合

(5) 本人情報の取扱いについて（法第17条）

法第16条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この項において「本人」という。）から、当該情報（以下この項において「本人情報」という。）が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第20条の規定に従って、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該本人情報が記録されている部分についても、利用させるものであること。

- ① 本人情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、法第16条第1項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、同条の原則により判断する。
- ② 第三者が本人を介在させて本人の不利益となる情報を入手させる場合等、本人に関する情報であったとしても利用が必ずしも本人の利益にならない場合には、利用を制限する。

4 法人その他の団体等に関する情報が記録されている場合の判断基準（法第16条第1項第1号ロ）

(1) 「法人その他の団体に関する情報」及び「事業を営む個人の当該事業に関する情報」について（情報公開法第5条第2号本文）

- ① 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるものであること（なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、本号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報については、情報公開法第5条第6号等の規定に基づき利用制限事由該当性を判断するものであること。）。

- ② 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味するものであること。
 - ③ 法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあることから、情報公開法第5条第1号の個人情報に該当し、利用を制限する場合があること。
 - ④ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について利用制限事由該当性を判断するものであること。
- (2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について（情報公開法第5条第2号ただし書）
- ① 情報公開法第5条第2号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報が記録されている部分を利用させなければならないものであること。
 - ② 現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれるものであること。
 - ③ 法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との間に明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合があり得るものであること。
- (3) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について（情報公開法第5条第2号イ）
- ① 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指すものであること。
 - ② 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指すものであること。
 - ③ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものであること。
 - ④ 「害するおそれ」があるかどうかの判断については、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあることから、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して行うものであること。
 - ⑤ 「おそれ」の判断については、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものであること。
- (4) 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」について（情報公開法第5条第2号ロ）
- ① 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、

行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれないものであること。

- ② 行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は、任意提供情報に含まれるものであること。
- ③ 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれるものであること。
- ④ 「公にしない」とは、本法に基づく利用請求に対して利用させないことを始め、第三者に対して当該情報を提供しないという意味であり、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も、通常含まれるものであること。
- ⑤ 「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も、どちらも含まれるものであるが、いずれにしても法人等又は事業を営む個人と行政機関双方の合意により成立するものであること。条件を設ける方法については、黙示的なものも含まれるものであること。
- ⑥ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りないものであること。
- ⑦ 公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するものであるが、必要に応じ、その後の変化も考慮するものであること。
- ⑧ 公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は、本号には該当しないものであること。

5 国の安全等に関する情報が記録されている場合の判断基準（法第16条第1項第1号ハ）

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されことなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいうものであること。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられるものであること。
- (2) 「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいうものであること。
- (3) 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等が含まれるものであること（以下「他国等」という。）。

(4) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいうものであること。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなる、他国等との今後の関係に支障を及ぼすこととなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当するものであること。

(5) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいうものであること。

例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が執ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えられるものであること。

6 公共の安全等に関する情報が記録されている場合の判断基準（法第16条第1項第1号ニ）

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」について

① 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であること。

② 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいうものであること。

国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しないものであること。

③ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいうものであること。

④ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいうものであること。

⑤ 「公訴の維持」とは、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為のこと。）に伴い、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決に至るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指すものであること。

⑥ 「刑の執行」とは、刑法第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいうものであること。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当するものであること。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」について

① 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味するものであること。

② 刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜査・差押え、告発等が規定され、犯罪

の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれるものであること。

- ③ 公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報も含まれるものであること。

（該当するものの具体例）

- ・重要施設の図面等の情報
- ・要人の動静に係る情報

- ④ 風俗営業等の許可、感染症予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ニではなく、本号ロの規定により利用を制限するかどうか判断するものであること。

7 監査、検査等に関する情報が記録されている場合の判断基準（法16条第1項第1号ロ）

- (1) 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいうものであること。
- (2) 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいうものであること。
- (3) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいうものであること。
- (4) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいうものであること。
- (5) 「租税の賦課若しくは徴収」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入をとることをいうものであること。
- (6) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務であるが、これらの事務に関する情報の中には、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがある情報や、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある情報があることから、このような情報が記録された部分については、利用を制限するものであること。

（該当するものの具体例）

- ・監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となった

り、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるもの

- ・事後であっても、例えば、違反事例等の詳細にわたる情報のように、これを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなもの

8 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報が記録されている場合の判断基準（法16条第1項第1号ロ）

- (1) 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があることから、公にすることにより、これを害するおそれがある情報が記録された部分については、利用を制限するものであること。

- (2) 「正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断するものであること。

9 部分利用について（法第16条第3項）

- (1) 「容易に区分して除くことができるとき」について

- ① 「区分」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味する。

- ② 「除く」とは、利用制限に係る情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、複写物の黒塗り等を行い、当該特定歴史公文書等の内容が分からないようにすることを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには利用制限に係る情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- ③ 「容易に」の程度について、特定歴史公文書等については、法第15条において、永久に保存することが求められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまると考えられる。このため、利用制限に係る情報を黒塗りするために原本をコピーすることを原則とすれば、重要文化財に当たる文書や劣化が進んでいる文書の原本を破損させるおそれがあるため、本項の「容易」の判断の該当性については、個々の事案ごとに慎重に検討する。

また、録音、録画、磁気ディスク、光ディスク等に記録されたデータベース等の電磁的記録について、利用制限に係る部分とそれ以外の部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

- (2) 「当該部分を除いた部分を利用させなければならない。」について

部分的に利用させるに当たり、複写物を作成して利用制限に係る情報の記録部分を黒く塗るか、ページ全体を被覆するか等の方法の選択は、利用制限に係る情報を利用させる結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。

- (3) 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」について

- ① 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは，残りの部分に記載されている内容が，無意味な文字，数字等の羅列となる場合等をいう。
- ② この「有意」性の判断に当たっては，同時に利用に供される他の情報があればこれも併せて判断する。
- ③ 「有意」性の判断は，利用請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく，個々の請求者の意図によらず，客観的に決める。